

NO.	項目	回答	担当部局
1. 東日本大震災・能登半島地震の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化			
(1) 東日本大震災の被災者・避難者への生活支援			
	2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、13年経過した今日においても県内への避難者数は、7月末で1,801人(前年比－61人)となっている。避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。	東日本大震災による避難者の方々に対しては、応急仮設住宅の提供のほか、市町村や関係団体と連携した心のケアや個別相談の取組など、きめ細かな支援に努めてまいります。 県といたしましては、今後とも、避難者の気持ちに寄り添った対応に努めてまいります。	防災局
(2) 能登半島地震の被災者・避難者への生活支援			
	2024年1月1日に発生した能登半島地震は、現在でも家屋の解体や道路の復旧などの遅れが指摘されている。復旧を急ぐとともに液状化対策、被災者の見守り、相談支援等に対策を講じること。	能登半島地震に伴う生活福祉資金(緊急小口資金)の特例措置として、被災したために当座の生活費を必要とする世帯等を貸付対象者として範囲拡大し、新潟県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において生活費の相談及び貸付手続きを実施しました。なお、県では能登半島地震対応を含んだ貸付事務費を補助しております。 また、地震により液状化被害を受けた宅地の早期復旧を図るための支援事業(液状化被災宅地復旧支援事業)を創設し、現在、新潟市や柏崎市と連携しながら支援を行うとともに、県管理道路の早期復旧を進めているところです。 引き続き、住民が安心して暮らせるよう、液状化対策に取り組む被災市町村を支援してまいります。	防災局 土木部 福祉保健部
(3) 平時における防災・減災の対策			
①	災害からの暮らし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間団体の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。	県、県社会福祉協議会及びNPO法人などで構成する「新潟県災害ボランティア調整会議」により、会議の開催や災害支援コーディネーター養成研修等を通じ、関係団体間の情報共有や人材育成等を実施し、平時から関係団体間の連携促進に取り組んでまいります。 また県では、災害救助に要する費用に充てるための災害救助基金や、早期の生活再建支援を行うための災害対応基金を設けるなど、非常時に備えております。	総務部 防災局
②	災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のための公的な支援を検討すること。	災害ボランティアセンターの設置主体である、市町村社会福祉協議会や、運営を支援する市町村、県社会福祉協議会等と連携し、センターが円滑に設置・運営ができるよう人材育成等の支援に努めてまいります。	総務部
③	災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。	市町村、公共施設、医療施設の所管課に対し耐震のより一層の推進について働きかけるとともに、市町村には、令和7年度まで活用可能な財源の充当が可能となっている旨、周知し早急な取組を促しています。 県立学校施設については、3年に1度の建築士による定期点検及び職員による日常点検を行ってきたところですが、昨今のインフラの老朽化の状況を踏まえ、緊急点検を行い危険箇所を洗い出し、修繕に努めてまいります。 市町村に対しては、学校施設の維持管理の徹底についての国要請を踏まえ、必要な点検を適切に実施するよう要請しているところです。引き続き、担当者会議等を通じ、働きかけてまいります。	防災局 教育庁

NO.	項目	回答	担当部局
④	能登半島地震の経験を活かし、防災・減災対策の強化を図ること。	令和6年能登半島地震における災害対応の経験や教訓を踏まえ、県の防災対策上主要かつ優先して対応すべき課題について取組の方向性を検討し、県地域防災計画や県の施策に反映するため、有識者で構成する検討会を設置しています。検討会の報告を踏まえて、令和7年度以降、防災対策の強化に取り組んでまいります。	防災局
2. 格差・貧困社会の是正、セーフティーネットの強化について			
(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
①	原油価格の高騰などによる物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。	県内の実施機関において、令和6年度は相談員が3名増員されたところですが、次年度についても相談状況に応じた必要な体制を確保していくとともに、併せて、国に対し、引き続き、相談体制の整備等に必要な財源措置を要望したところです。 また、制度周知のため、県や各市において広報誌やチラシの配布、ポスターの掲示、ホームページ、SNS、ラジオなどを活用した広報等を引き続き実施していくとともに、オンラインを活用した相談手法等の事例について引き続き紹介、共有するなど、オンラインによる相談体制整備について支援してまいりたいと考えております。	福祉保健部
②	物価高やフードバンクに食料が集まらないことなどの影響で、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされているため、一時的な給付金に留まらず、子育て世帯や高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした買い物時の継続的な割引制度等を設けること。	これまでも国による数回にわたる臨時給付金等の直接的な給付金に加えて、国の交付金を活用して地域の実情に応じて市町村が行う独自支援策に対して県が補助を行うことにより、物価高騰の影響が大きい生活困窮世帯への支援を行ってきたところです。 また、今般の物価高は全国的な課題であることや都道府県単位での対応が困難な事項も多いことから国の責任において全国一律の対策を直接講じることを国へ要望しているところであり、県としては、今後の動向を注視しながら必要な対策を検討してまいりたいと考えております。	福祉保健部
③	生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。	県が実施する町村における生活困窮者自立支援事業については、引き続き、質の高い支援を実施いただけるよう、令和7年度当初予算において必要な予算額の措置を行ったところです。 また、県では、制度を担う相談員等のスキルの向上も重要と考えており、次年度から国が実施してきた人材養成研修の一部を県が実施することとしており、現場のニーズに対応可能な実践的な研修の実施等により、相談支援員の資質向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。 なお、制度の円滑な実施、持続的な制度運営のための必要な財源措置について、引き続き、国へ要望してまいります。	福祉保健部
④	支援の質の向上や事業基盤の安定のため、委託期間を5年以上とするなど委託契約のあり方を見直すこと。	本事業の委託契約については、支援の質の向上や人材の育成・確保等を見据えて事業の継続性の確保の観点から、単年度契約となっているものの、実施実績が良好であり、かつ予算措置が継続される場合は、2回を限度に更新を行っているところです。契約のあり方については、引き続き検討してまいります。	福祉保健部
(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応			
①	生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。	生活保護の申請が国民の権利であることは、県ホームページをはじめ、各自治体でもホームページや広報誌などでお知らせするとともに、申請書や保護のパンフレット・しおりなどは福祉事務所など相談窓口を設置しているところです。 相談者の状況に応じて、オンラインやFAXを活用しながら、保護申請の意思のある方が確実に申請を行うことができるよう努めてまいります。	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
②	生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。	保護の申請権の侵害と疑われる言動の有無や扶養義務調査の取扱い等についての福祉事務所での対応等について、生活保護法施行事務監査において確認しているところであり、不適切な対応がある場合は改善を指導するなど引き続き福祉事務所における適切な対応に努めてまいります。	福祉保健部
③	扶養照会が、要保護者の生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。	国通知に基づき、要保護者からの聞き取りを行った結果、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務の履行が期待できない者」に該当する場合は照会を行わないこととしております。県が福祉事務所に対して実施する生活保護法施行事務監査において、扶養照会の実施状況について確認し、必要に応じて指導に努めてまいります。	福祉保健部
④	生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるための財政支援を行うこと。	町村部を所管する県地域福祉事務所では、65ケースに1名、市福祉事務所では80ケースに1名と、社会福祉法に基づく標準数によりケースワーカーを配置し業務を行っております。一方、業務の複雑化、多様化等によりケースワーカーの業務量が増加しているため、増員に向けた標準数の見直しや、適切な財政措置を行うよう国へ要望しているところです。併せて、研修や会議、監査等を通じ、ケースワーカー等の専門知識の向上に努めてまいります。	福祉保健部
(3) 子どもの貧困対策の強化			
①	子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。	「新潟県子どもの貧困対策推進計画」において、こどもの将来だけでなく現在についても、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、こども及び保護者等に対する支援について、生活・教育・就労・経済的支援の各分野ごとに明示しており、支援が届いていない、または届きにくいこども・家庭に配慮しながら、計画に基づき、様々な関係機関と連携し、総合的に施策を推進しているところです。また、現在策定中の「新潟県総合計画」及び「新潟県こども計画」においても、同様に基本姿勢を明確にしているところであり、引き続き、地域や社会全体でこどもを支える環境の充実を図るとともに、こどもの貧困の解消に向けた取組を推進してまいります。	福祉保健部
②	相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、順次施行される改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。	令和6年4月の改正児童福祉法等の施行に伴い、社会的養護経験者の実態把握や、児童相談所一時保護施設的环境整備、こどもの意見表明支援事業の実施による権利擁護の推進、市町村における「こども家庭センター」の設置による相談支援体制の整備等を行っております。令和7年6月には一時保護開始時の司法審査が導入されることから、裁判所等と連携を図りながら、適切に対応してまいります。	福祉保健部
③	県内においては、様々な事情から栄養のある食事をとることができない子どもたち等へ食事を提供する、子ども食堂が開設されている。子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所の提供を行う団体、施設への効果的な支援策を講ずること。	こども食堂をはじめとするこどもの居場所づくりを推進するため、地域でこどもの居場所づくりを行うNPO法人等に対し、新規立ち上げ及び新たな取組について、支援を行っているところです。また、地域ネットワークを形成し、地域における総合的な支援体制の確立を図るため、こどもの居場所づくりに知見のある「こどもの居場所支援コーディネーター」を配置し、取組を強化しているところであり、引き続き、団体、施設等への効果的な支援に努めてまいります。	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について			
①	県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。	令和2年度から、大学や専門学校に通う、市町村民税所得割非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免や給付奨学金を受給する高等教育修学支援新制度が開始しています。令和7年度から制度が拡充され、授業料等の無償化について多子世帯の学生に対する所得制限が撤廃されます。本制度は、生計維持者の死亡や病気・失職など予期できない事由で家計が急変した場合には、在学している大学等を通して随時申し込むことが可能であり、県内の大学等では奨学金対応の窓口を設け、対応しています。 また、県では高校生向けの進学パンフレットや県内大学を紹介するホームページにおいて、国や自治体、大学独自の奨学金制度について紹介するなど、生徒や保護者に対して制度を周知しております。 現在、県内すべての大学において、学生の経済的な相談などへのサポート体制を整えており、県としては、こうした相談窓口等が学生にしっかりと周知されるよう、引き続き大学に働きかけてまいります。 教育委員会においても、進学等に際して利用できる経済的支援制度をまとめた「奨学金ガイド」を作成し、高校等に配布しているほか、県ホームページにも掲載しています。 また、高等教育修学支援新制度を紹介するリーフレットを作成し、県内の国公立の中学校に配布するなど、義務教育段階から、進学のための支援制度の周知に取り組んでいるところです。 引き続き内容の改善を図りながら、わかりやすい情報提供に努めてまいります。 教育委員会においても、進学等に際して利用できる経済的支援制度をまとめた「奨学金ガイド」を作成し、高校等に配布しているほか、県ホームページにも掲載しています。 また、高等教育修学支援新制度を紹介するリーフレットを作成し、県内の国公立の中学校に配布するなど、義務教育段階から、進学のための支援制度の周知に取り組んでいるところです。 引き続き内容の改善を図りながら、わかりやすい情報提供に努めてまいります。	総務部 教育庁
②	県は国に対し、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えるよう要請するとともに、特に高等教育の漸進的無償化に向けて、少子化対策の集中取組期間とされる今後3年の間（2024年～2026年）に、以下の3点について改善をはかるよう働きかけること。 ア、すべての学生を対象に、大学、短大、高等専門学校（4年・5年）、専門学校の授業料を現在の半額にすること。 イ、大学等修学支援制度の対象を多子世帯や理工農系に限定することなく年収600万円まで拡大するとともに、授業料減免額も拡大すること。 ウ、奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充すること。	県では、国に対し、全国知事会や全国都道府県教育長協議会等を通じて、以下の要望を行っているところです。 ① 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国が責任をもって、その財源を確保することにより実現すること。 ② 日本学生支援機構の給付型奨学金について、多子世帯及び私立の理工農系学生を対象に所得制限が緩和され、給付の対象が拡大されたところであるが、それ以外の世帯についても所得制限を緩和するなど、より一層の制度の充実を図ること。 ③ 日本学生支援機構の貸与型奨学金について、返還期限猶予制度等の救済制度の充実を図ること。 今後も、教育費の負担軽減に向けて、国に要望してまいります。	総務部 教育庁

NO.	項目	回答	担当部局
③	県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施すること。 また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。	高等教育の修学支援については、国が令和2年度に制度を大幅に拡充し、給付型奨学金の人数制限の撤廃、奨学金の増額及び授業料等の減免制度の導入が行われたところ。 当該制度については、令和6年4月から、子育て支援等の観点から多子世帯や理工農系の学生を対象に年収600万円程度の中間層まで支援対象を拡大し、令和7年4月からは多子世帯を対象に授業料の無償化について所得の制限を撤廃するなど、制度の拡充が行われているところ。 県としましては、この国の修学支援新制度の活用を進めるため、教育委員会において制度の周知を行っているところであり、今後も国の動向を注視してまいります。 また、県の貸与型奨学金における相談体制については、平成28年度から奨学金の返還について専門的に対応する職員を設置し、返還猶予や分割納入等の相談に応じるとともに、年収300万円以下の世帯まで返還猶予の対象を拡大したところ。 今後とも返還困難者からの相談に対しきめ細かに対応してまいります。 なお、本県は若者の県外流出による人口減少が大きな課題となっていることから、大学等卒業後、県外での勤務経験を有する30歳未満の本県出身者が、Uターン就業した場合に奨学金の返還を支援することにより、若者のUターンの促進を図っており、活用も進んでおります。	産業労働部 教育庁
④	家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、県の奨学金制度(給付・貸与)の拡充をはかること。	家計急変等により、経済的に困難となった世帯の高校生を支援するため、県の貸与型奨学金では緊急貸与制度を設け、随時の申請受付を行っています。 当該制度については、県立学校の奨学金担当の教員が生徒からの相談に応じて随時案内をするとともに、ホームページにより周知を行っています。 なお、経済的事情により大学への進学をあきらめることがないよう、国が、大学生を対象に令和2年度に修学支援新制度を実施し、それまでの給付型奨学金と比べ、人数制限の撤廃、奨学金の額の大幅な拡充や収入要件の緩和を行った上で、授業料等の減免も実施しているところ。 県としましては、この国の新制度が十分活用されることが必要と考えており、高校生に対し制度の周知を行っているところ。 また、国の制度については、令和6年4月から、子育て支援等の観点から多子世帯や理工農系の学生を対象に年収600万円程度の中間層まで支援対象を拡大し、令和7年4月からは多子世帯を対象に授業料の無償化について所得の制限を撤廃するなど、制度の拡充が行われているところですので、今後も国の動向を注視してまいります。	教育庁
⑤	奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。	家計急変等により減収となった世帯については、県奨学金の返還について、直近の収入状況により猶予決定を行うなど弾力的な運用を行っているところ。 また、県奨学金の返還者に請求書類を送付する際、返還猶予等の救済制度に関する書類を同封することにより、必要な方に対し漏れのないよう周知を行っています。 今後も適切な運用に努めてまいります。	教育庁

NO.	項目	回答	担当部局
4. フードバンク活動の促進について			
	県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。その反面、フードバンクに集まる食料が減少しており、生活に困窮している人への支援が果たせない状況も出ております。2025年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、県として積極的に助成を含めた支援策を展開するよう要請します。	フードバンクの活動は、ひとり親家庭等生活が困窮している方へ食料の提供を行うとともに、食品ロスの削減にも資する取組であり、重要な役割を担っていただいていると認識しています。 県では、食品保管体制強化のための設備整備への補助やフードバンクの活動を食品関連企業などに認知いただく取組を行っているほか、財政基盤強化のため、自己資金調達の機運促進に向けたセミナーを開催するとともに、クラウドファンディングを活用した資金調達をモデル的に実施しているところです。 また、国のフードバンク等に対する既存の支援制度の対象経費の拡充や支援要件の緩和を図ることを国へ要望しております。 今後も、フードバンク団体が、自由性や柔軟性を保ちながら活動していくことができるよう、皆様の意見を聞きながら、支援方法について検討してまいります。	環境局 福祉保健部 農林水産部
5. 労働者協同組合法の施行の運用について			
①	市民協働、農林、広い意味での福祉関係課等広がりを持った県職員の学習研修会を開催すること。	労働者協同組合は、地域における多様な課題や需要に応じた就労の機会を創出することにより、持続可能で活力のある地域社会を実現するために、大きな役割を果たすものと期待しています。 県でも、相談窓口や手続きの周知のほか、庁内及び市町村等の行政職員や産業支援機関職員等を対象とした研修会を開催したり、勉強会やフォーラムの参加を呼び掛けてまいりました。引き続き、研修会の開催や県内外の取組事例の周知など、県職員の理解促進に取り組んでまいりたいと考えております。	産業労働部
②	各市町村へ学習・研修の機会を作ること。		
③	県民広報の機会を積極的に推進すること。		
④	2025国際協同組合法について、県として積極的に支援を行うこと。		
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について			
①	「女性支援新法」施行を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させるための創意工夫した取り組みにより、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を構築すること。とりわけ、行政の相談支援機関・連携機関に徹底すること。	県基本計画の重点目標の一つである「情報発信の強化」に基づき、県民向けセミナー等への参加やマスコミ等を活用し、県民への周知啓発に取り組んでいるところ。 また、市町村や民間団体等が参加する支援調整会議を上中下越圏域で開催し、広域的な支援のネットワークづくりを進めるとともに、市町村の要請に応じて個別に訪問し、新法及び県計画の趣旨の理解に努めているところ。 こうした取組を継続して実施することにより、関係機関等との連携強化を図ってまいります。	福祉保健部
②	地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため女性支援の実情を把握して、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。 県内全ての市町村において、女性相談支援員の複数配置と「基本計画」策定がされるように支援すること。	女性相談支援センターに女性支援コーディネーターを配置し、相談支援体制の強化を図っているところ。 また、民間団体と連携・協働して一時保護入所者への同行支援や、退所者への自立に向けた支援にも力を入れて取り組んでいるところ。 市町村において、女性相談支援員の配置や基本計画の策定が進むよう圏域単位での支援調整会議や研修等により支援してまいります。	福祉保健部

NO.	項目	回答	担当部局
7. 介護福祉政策について			
①	介護保険者たる自治体や事業者の実情を把握して、全国知事会などを通じて国に介護事業政策の見直しを要請すること。	介護保険制度については、制度の定着や高齢化の進展に伴い、自治体の負担や保険料負担が増加しているほか、介護施設の運営状況についても長引く物価高騰の影響等により、厳しい状況に置かれているものと認識しております。 そのため、県としては、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図るよう、全国知事会を通じて国に要望しているところであり、引き続き、持続可能な介護保険制度に向け要望してまいります。	福祉保健部
②	新潟県として自治体と連携し、緊急支援対策、たとえば京都府などが予算化しようとしている、（人手不足などに悩む小企業や社会福祉施設などを支援する）「生産性向上・人手不足対策事業費」（補助金）などの施策を早急に進めること。	本県においても、介護現場における業務改善や職員の負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの導入経費に対する補助を行っており、次年度も引き続き実施してまいります。また、令和6年9月には、介護事業所の生産性向上を支援するための相談窓口を設置し、事業所からの相談対応や有識者の派遣、取組手法や先進事例などを学ぶセミナーを開催するなど、取組を強化しております。 さらに、エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている介護事業所を支援するため、省エネルギー機器導入等に対する補助を行うこととしております。	福祉保健部